

(参考) 当分の間交付するリーフレット

窓口用 (表)

申告書等の提出について

令和●年●月●日

●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください

※ 申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください（概要は裏面参照）。



(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

<input type="checkbox"/>	年分	税	申告書
<input type="checkbox"/>	-----	-----	-----
<input type="checkbox"/>	-----	-----	-----
<input type="checkbox"/>	-----	-----	-----
<input type="checkbox"/>	-----	-----	-----

○ **申告書等情報取得サービス（オンライン申請のみ）**

- ・ 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
 - ・ 本手続の利用には、マイナンバーカードが必要です。
 - ・ 申請からイメージデータ（PDF）の取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能）。
- ※ 法定申告期限（翌年3月15日）後に申告書等を提出している場合は、税務署における処理のため、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



○ **保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）**

- ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。
- ・ 写しの交付まで約1か月程度かかります。
- ・ 手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。
- ・ 法人の申告書等には利用できません。



○ **税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での申請のみ）**

- ・ 税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
 - ・ 申告書等が業務センターや外部書庫等に保管されている場合がありますので、申請される際は事前に税務署宛にご連絡いただくと手続がスムーズです。
 - ・ 閲覧対象の申告書等が当日收受したものである場合には、原則として、当日中は閲覧サービスを申請することができませんのでご注意ください。
- ※ 所得税等の確定申告期においては、閲覧可能となるまでに、特に時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



○ **納税証明書の交付請求（オンライン申請可）**

- ・ 納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます（納税証明書では、提出年月日を確認することはできません。）。
 - ・ 手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。
- ※ 所得税等の確定申告期においては、発行までに、特に時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



